

マイナンバーカードの交付申請のお願い！

マイナンバーカードを取得されている会員の方は・・・

① 確定申告相談の優先予約を取ることができます！

※優先予約を取るに当たり、記帳確認を受けるなど一定の要件があります。詳細は会報でお知らせします。
※日々の記帳を会計ソフトで行っている会員の方を除きます。

② 電子証明書が標準で搭載されています。

⇒相談時に作成した決算書・申告書データを **e-Tax** することができます。青色申告特別控除 65万円の適用を受けられる方は、ぜひ取得してください。







マイナンバーカードの交付申請方法（初回交付手数料は無料です）

① ご住所に届いている個人番号通知書と個人番号カード申請書を使用して、下記①～④のいずれかの方法で交付申請をします。

※ 通知カードに付属の個人番号カード交付申請書も引き続きお使いいただけます。

※ マイナンバーカードを取得されていない方に、令和2年12月～令和3年3月にかけてマイナンバーカード交付申請書（QRコード付き）が送られております。そちらもご利用いただけます。

① 郵便から 	② パソコンから 	③ スマートフォンから 	④ 証明用写真機から（対応機） 
---	---	---	--

※ 市区町村窓口で交付申請をすることもできます。詳しくはお住まいの市区町村へおたずねください。

② 申請手続き後、交付の準備ができた方には、住所地の市区町村からハガキ（個人番号カード交付・電子証明書発行通知書 兼 照会書）が郵送されます。

ハガキに記載の必要書類をご用意の上、住所地の市区町村窓口でご本人が交付手続きを行います。

※ **申請からカードをお受け取りいただけるようになるまで、2ヶ月ほどかかります。**

※ 取得済みの方につきましては、重ねてのお願いとなりますことをご容赦ください。

～マイナンバーカード及び電子証明書の更新について～

○マイナンバーカードは**10年**、カードに搭載されている電子証明書は**5年**の有効期限があります。

※ **マイナンバーカードに印字されている有効期限は、カード本体の期限です。**

有効期限を迎える方に対し、有効期限の2～3ヶ月前を目途に有効期限通知書が送付されます。有効期限通知書に同梱のパンフレットに更新手続きのご案内があります。

○更新手続きについて

マイナンバーカード・電子証明書の更新にかかる手数料は、**無料**です。

【有効期限通知書に申請書 ID の記載のある方】

申請書 ID の右側に「交付申請用 QR コード（URL）」があります。

QR コードを利用したスマートフォン申請を、ぜひご利用ください。

【有効期限通知書に申請書 ID の記載のない方】

必要書類（有効期限通知書に記載）を持ち、お住いの市区町村窓口で手続きをしてください。